

官公署への「申請」・「届出」と区名の問題

かつて、一部の官公署で「葛」の字を用いた申請書類が受理されなかったという申し出に接したことがあります。しかしながら、現在、裁判所をはじめ、ほとんどの官公署では問題が生じておりません。本区窓口におきましても、「葛」の字を理由に不受理とすることはありません。

